

【医療保険】 松浦中央病院附属訪問看護ステーション料金表

令和 6 年 6 月 改定

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書および訪問看護計画書に基づき訪問看護を提供し、基本利用料金並びにその他の利用料をお支払いいただきます。

1. 後期高齢者医療費被保険者証を持っている方の場合 ※その他の保険の方は医療保険で定める負担割合となります。

一般の方	訪問看護に要する費用の1割	負担割合は後期高齢者医療費被保険者証に記載されています。
一定以上の所得の方	訪問看護に要する費用の2割	
現役並所得者	訪問看護に要する費用の3割	

2. 訪問看護療養費について（非課税）

サービス内容	基本単価	備 考
訪問看護基本療養費（Ⅰ） イ 看護師、ニ 理学療法士等 (1) 週3日まで (2) 週4日目以降	5,550円/日 6,550円/日	※週3回は「日曜日」からカウントされます ※ニ 理学療法士等の場合は、週4日目以降も同額(5,550円)です
訪問看護基本療養費（Ⅱ） イ 看護師、ニ 理学療法士等 (1) 週3日まで (2) 週4日目以降	2,780円/日 3,280円/日	(同一建物居住者で同一日3人以上の訪問) ※2人までは訪問看護基本療養費（Ⅰ）と同じ報酬 ※ニ 理学療法士等の場合は、週4日目以降も同額(2,780円)です
訪問看護基本療養費Ⅲ (外泊中の訪問看護)	8,500円	管理療養費は算定無し

3. 訪問看護管理療養費（従来型）（非課税）

サービス内容	基本単価	備 考
① 月の初日	7,670円/日	月の初日の訪問の場合
② 2日目以降	3,000円/日	訪問2日目～12日目まで/月 ※13日以降の算定はありません。
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	780円/月	訪問看護管理療養費（月の初日の訪問）を算定する利用者1人につき月1回限り

4. 訪問看護療養費の加算等について（非課税）

サービス内容	基本単価	備 考
24時間対応体制加算	6,520円/月	休日や、夜間・早朝・深夜帯でも、病状の変化当時に、電話で看護に関する意見を求めることができる体制にあり、必要時には訪問看護を行います。
緊急訪問看護加算 月14日まで 月15日目以降	2,650円/日 2,000円/日	利用者又はその家族等から電話等による緊急の求めに応じ、主治医の指示により緊急に訪問看護を実施した場合
難病等複数回訪問看護加算 1日2回 1日3回以上	4,500円 8,000円	
長時間訪問看護加算 (1時間30分を超える)	5,200円	特別管理加算対象・特別指示書の場合は1回/週、15歳未満の(準)超重症児の場合に合っては3回/週まで可能
複数名訪問看護加算 看護師と訪問 週1回(回数制限のない場合もある)	4,500円	一人での看護が困難である場合(利用者、家族の同意を得た場合) ①末期の悪性腫瘍等厚生労働大臣が定める疾病等の方 ②特別訪問看護指示期間中であって、指定訪問看護を受けている方 ③特別な管理を必要とする方
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	夜間とは18時～22時 早朝とは6時～8時
深夜訪問看護加算	4,200円	深夜とは22時～6時
退院時共同指導加算 (月1回、がん末期等は2回) 特別管理指導加算 (特別管理加算の対象者は加算)	8,000円 2,000円	病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所にあたって医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合

	サービス内容	基本単価	備 考
	退院支援指導加算 (1回につき)	6,000円	厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保険医療機関から退院する日に看護師が療養上の指導を行った場合
	在宅患者連携指導加算 (月1回)	3,000円	医療関係職種間の連携による指導等
	特別管理加算 (Ⅰ) 特別管理加算 (Ⅱ)	5,000円/月 2,500円/月	Ⅰ・在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態 Ⅱ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理もしくは在宅肺高血圧疾患指導管理を受けている状態 ・人工肛門もしくは人口膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡の状態 ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している状態
	訪問看護ターミナルケア療養費 (介護保険との通算可能)	25,000円	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
	特別地域訪問看護加算 (所定額の50%)		所定額(基本療養費)の50/100×訪問日数 ※加算は含めません 訪問看護ステーションの所在地から利用者宅へ、最も合理的な経路・方法で片道1時間以上要すること
	訪問看護情報提供療養費	1,500円	市・医療機関等への情報提供

注：特別指示書による訪問看護：医療保険で回数制限のある方・介護保険の訪問看護をご利用中の方に対して、医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、特別訪問看護指示が出た場合、一月につき指示の日から14日を限度として(但し、ア気管カニューレを使用している状態、イ真皮を超える褥瘡の状態の方については、月2回まで)訪問看護が適用となります。

5. その他利用料 (ご利用者の選定に係る訪問看護の提供に関する差額) 【課税】

長時間、休日訪問の料金について (実費自己負担になります)

訪 問 提 供 時 間 帯	単位	金額
営業時間内(8:30 ~ 17:15)で1時間30分を超える訪問 (長時間訪問看護加算の対象外の時)	30分毎	1,000円
休日の訪問	1回	1,000円
週3回を超える訪問 (回数制限のある方)	1回	8,500円

6. その他利用料 (交通費等実費) 【課税】

交 通 費	松浦中央病院附属訪問看護ステーションから 片道 20km以上 100円/回
-------	--

死後の処置料	10,000円
--------	---------

私は、上記料金内容の説明を受け、同意します。

令和 年 月 日

住 所 _____

(利用者・その家族又は代理人)

氏 名 _____ (続柄: _____)